

印西地区環境整備事業組合

印西地区ごみ処理基本計画検討委員会

住民委員募集要項

第1章 基本的事項について

第1項 趣旨

組合では、一般廃棄物処理計画の策定に関する諮問機関として、令和4年度に検討委員会を設置します。

この要項は、当該検討委員会の「委員の構成」のうち、「住民委員」の募集に関し、必要な事項を定めることを趣旨とします。

第2項 検討委員会の名称

印西地区環境整備事業組合印西地区ごみ処理基本計画検討委員会

第3項 用語の定義

この要項における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりです。

- | | |
|------------|-------------------------------|
| (1) 検討委員会 | 印西地区環境整備事業組合印西地区ごみ処理基本計画検討委員会 |
| (2) 会議 | 検討委員会の会議 |
| (3) 関係市町 | 印西市、白井市及び栄町 |
| (4) 組合 | 印西地区環境整備事業組合 |
| (5) 関係公共団体 | 関係市町及び組合 |
| (6) 委員長 | 検討委員会の委員長 |
| (7) 委員 | 検討委員会の委員 |
| (8) 住民委員 | 委員のうち、募集による関係市町の住民 |

第4項 検討委員会の設置目的

「専門的知識・経験の活用」、「施策検討過程における民意の反映」及び「透明性の確保」などを検討委員会の設置目的とします。

第5項 検討委員会の担任する事務

検討委員会の担任する事務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき策定する一般廃棄物処理計画（し尿を除く。）について管理者の諮問に応じて、又は自ら調査審議し、意見を述べること」です。

なお、当該事務の主要項目は、環境省が策定する「ごみ処理基本計画策定指針」で示されている次に掲げる事項のとおりです。

- (1) ごみの発生量及び処理量の見込み
- (2) ごみの排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分
- (4) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) ごみの処理施設の整備に関する事項
- (6) その他ごみの処理に関し必要な事項

第6項 委員の構成

委員の構成は、次に掲げる事項のとおりです。

- | | |
|-----------------|--------------------|
| (1) 学識経験を有する者 | 2人以内 |
| (2) 住民委員 | 6人以内（本要項による募集の対象者） |
| (3) 管理者が必要と認める者 | 9人 |
| 合計 | 17人以内 |

第7項 身分

委員は、組合の非常勤特別職として委嘱します。

第8項 報酬額

住民委員が会議及び視察に出席したときは、日額報酬として7,500円を支給します。

第9項 任期

委員の任期は、本章第5項で規定する「担任する事務」が終了するまでとし、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1カ年を予定します。

第10項 会議等開催予定回数

前項で規定する任期中における会議等の開催予定回数は、次に掲げる事項のとおりです。

- | | |
|------------|----|
| (1) 会議 | 7回 |
| (2) 先進地の視察 | 1回 |

第11項 会議開催日程等

会議の開催日程等は、次に掲げる事項のとおりです。

- (1) 会議は、必要に応じて開催します。
- (2) 会議の開催日は、日曜日を予定します。
- (3) 会議の時間は、昼間に2時間程度を予定します。
- (4) 第1回の会議の開催日は、令和4年5月を予定します。
- (5) 会議の開催場所は、組合の会議室を予定します。

第12項 会議の公開

会議は、原則公開とします。

ただし、委員長が必要と認める場合は、会議を公開しません。

第13項 会議録の公開

会議の概要を記載した会議録は、検討委員会において確認した後、これを公開します。

第14項 氏名の公表

会議で決するところにより、会議録等に委員の氏名を記載し、公表する場合があります。

第2章 住民委員の募集について

第1項 募集人数の構成

募集人数の構成は、次に掲げる事項のとおりです。

- | | |
|-----------|------|
| (1) 印西市住民 | 2人以内 |
| (2) 白井市住民 | 2人以内 |
| (3) 栄町住民 | 2人以内 |
| 合計 | 6人以内 |

第2項 応募受付期間

応募の受付期間は、令和4年3月1日（火）から令和4年3月14日（月）（必着）までとします。

第3項 応募資格

住民委員の応募資格は、次に掲げる事項の全てを満たすこととします。

- (1) 応募受付開始日である令和4年3月1日現在において、関係市町内に住所又は勤務先若しくは通学先のある人
- (2) 住民委員として委嘱する令和4年4月1日現在において、満20歳以上の人
- (3) 関係公共団体の議会議員でない人
- (4) 組合が設置する別の附属機関委員でない人
- (5) 関係公共団体の常勤職員でない人

第4項 応募方法

住民委員に応募しようとする人は、次に掲げる応募書類を本章第9項の「応募及び問い合わせ先」まで、郵送又は持参、メールにより提出してください。

- (1) 応募申込書（別記第1号様式）
- (2) 「ごみと私の関わり方」と題した800文字程度の小論文（任意様式）

※応募書類を郵送により提出する場合は、郵送後速やかに電話連絡をお願いします。

※応募書類は、組合個人情報保護条例の各規定に基づき、組合において適正に保管することとし、応募者に返却しません。

第5項 選考方法

住民委員の選考方法は、次に掲げる事項のとおりです。

- (1) 本章第7項で規定する選考委員会において、前項の規定に基づき提出のあった小論文を評価し、住民委員を選考します。
ただし、広く住民の意見を求める観点から、当該評価の結果にかかわらず、地域（住所等）、性別及び年齢層に偏りが生じないように、住民委員の選考に配慮を加える場合があります。
- (2) 関係市町毎における応募者の多少に関わらず、本章第1項で規定する募集人数の構成は、変更しません。

第6項 選考結果の通知

応募者の選考結果は、応募者全員に文書により通知します。

第7項 選考委員会

応募者の選考にあたっては、公正且つ公平を期すため、組合に選考委員会を設置します。当該選考委員会委員は、組合の職員5人で構成されます。

第8項 その他

- (1) 応募申込書の記載内容に不正があるときは、選考の対象から除外する場合があります。
- (2) 住民委員として委嘱した後、本章第3項で規定する応募資格を満たさない状況となった場合は、住民委員を辞したものとみなします。
- (3) 新型コロナウイルスの感染拡大などのやむを得ない理由により参集することが困難な場合、各自でリモート会議等の環境を整え、可能な限り委員会の継続を図るものとします。

第9項 応募及び問い合わせ先

(応募書類は郵送又は持参、下記のメールアドレスへ提出)

〒270-1352

印西市大塚一丁目1番地1

印西地区環境整備事業組合

印西クリーンセンター 業務班

TEL : 0476-46-2732

FAX : 0476-47-1765

E-mail : gyomu@inkan-jk.or.jp